



長野県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山路医院	長野県下伊那郡高森町吉田475	平成26年5月8日
城下医院	長野県下高井郡山ノ内町平穩2861番地3	平成26年6月1日
おの薬局	長野県松本市庄内三丁目6番1号	平成26年6月1日
松本市立病院	長野県松本市波田4417番地180	平成26年6月1日
みうら内科クリニック	長野県茅野市塚原2-7-9	平成26年5月1日
小池医院	長野県須坂市小河原町1885番地10	平成26年6月1日
須坂まい薬局	長野県須坂市須坂中町178-9	平成26年6月1日
みなみ薬局	長野県佐久市岩村田字北一本柳2013-1	平成26年5月1日
まつした歯科	長野県飯田市松尾明5096-1	平成26年6月10日

地域福祉課

長野県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中村医院	長野県下伊那郡松川町元大島1568	平成26年6月1日
山路医院	長野県下伊那郡高森町吉田475	平成26年5月7日
内科城下医院	長野県下高井郡山ノ内町平穩2862-1	平成26年5月31日
みうら内科クリニック	長野県茅野市塚原2-7-9	平成26年4月30日
おの内科小児科クリニック	長野県千曲市寂蔭913	平成26年5月20日
久保田薬局	長野県松本市城西2-1-34	平成15年7月31日
大塚歯科クリニック	長野県佐久市原55-43	平成26年6月30日

地域福祉課

長野県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住 所	指 定 年 月 日
宮崎和代	長野県中野市篠井138-3	平成26年6月16日
土屋富康	長野県茅野市塚原2-7-12	平成26年7月1日
嵯峨昭彦	長野県佐久市臼田588	平成26年7月1日
井出文枝	長野県佐久市中込650-1 MK III 205	平成26年7月1日
進正次	長野県諏訪市上諏訪12996-17	平成26年7月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おひさまはりきゅう整骨院	長野県中野市篠井138-3	平成26年6月16日
つちや鍼灸院	長野県茅野市塚原2-7-12	平成26年7月1日
あんまや	長野県茅野市本町西7-26	平成26年7月1日

地域福祉課

長野県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指 定 した 年 月 日
てる薬局	松本市開智2-3-48-6	平成26年9月1日
新村土屋薬局	松本市大字新村2932-15	平成26年9月1日
シンピ堂御代田薬局	北佐久郡御代田町馬瀬口1743	平成26年9月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変 更 した 年 月 日
マルケー薬局梓川店 松本市梓川倭532-1	古林薬局 松本市梓川倭532-1	平成26年8月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地
小口薬局	塩尻市塩尻町379-1
アカダ薬局	大町市大町九日町4232
シンピ堂御代田薬局	北佐久郡御代田町馬瀬口1743

辞退予告期間終了年月日

平成26年7月1日

平成26年7月12日

平成26年8月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第486号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7613の63、7613の64
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
飯田市千栄660の2・660の4・667の1・667の7・667の10
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第488号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県安曇野建設事務所及び安曇野市役所に備え置きます。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
有明苑	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域。	安曇野市	穂高有明		7261番3地 先道路敷 7261番3	1号 2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号及び9号

砂防課

長野県告示第489号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成26年9月5日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成26年9月11日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
ファミリーマート 長野市松代町東条 小山 明彦	長野市松代町東条2998番2	長野市松代町東条2998番2 ファミリーマート長野市松代町東条店

会計課